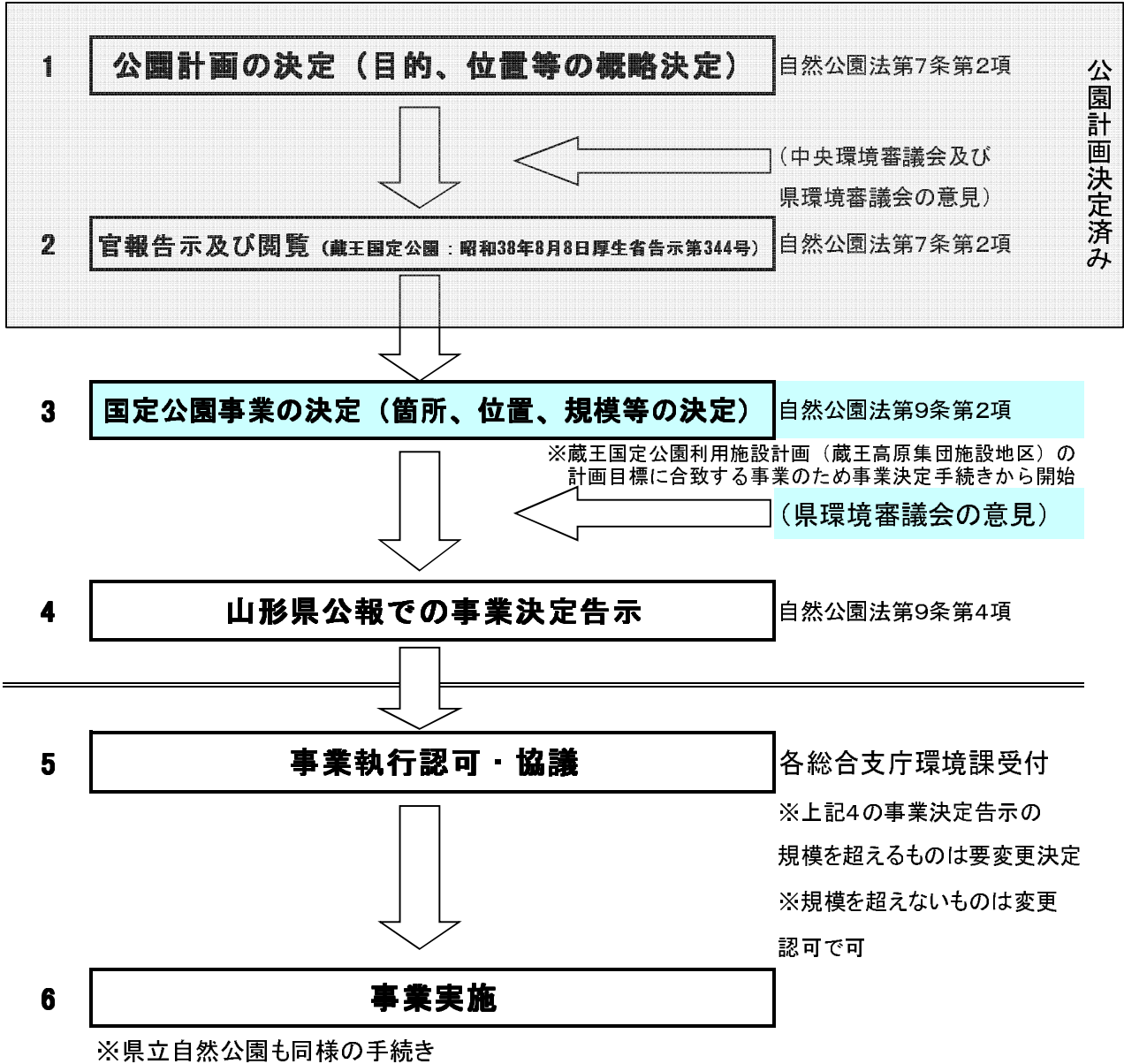


国立公園の公園事業の決定について



◎ 自然公園法関係規定抜粋

(公園計画の決定)

- 第7条** 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。
- 2 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。
 - 3 環境大臣は、公園計画を決定したときは、その概要を官報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(公園事業の決定)

- 第9条** 国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。
- 2 国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）は、都道府県知事が決定する。
 - 3 環境大臣は、国立公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、国立公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
 - 5 第1項及び第3項の規定は環境大臣が行う国立公園事業の廃止又は変更について、前項の規定は都道府県知事が行う国立公園事業の廃止又は変更について準用する。